2013年度 たんの吸引等医療的ケア研修
第3号（特定の者対象）実施要綱

（「認定特定行為業務従事者認定証」既取得者等対象）

特定非営利活動法人
フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会
登録研修機関：　登録番号：１４２００１１
登録年月日：平成２５年４月１日付

１．本研修実施の趣旨

当法人は、２００９（平成２１）年より神奈川県の委託事業として「重度障害児者医療的ケア実務者研修」を研修実施機関として担い、２０１１（平成２３）年度の経過措置に対応する研修、及び、喀痰吸引制度初年度の２０１２（平成２４）年度の研修を実施してきました。

この研修を通して沢山の福祉施設・事業所等からの介護職員等の受講・修了証の発行、問い合わせ等から、医療的ケアに係る実態と課題が明確になってきました。特に、医療的ケアを必要とする利用者が増えていること、年度初めの利用者の変動、医行為の変更、介護職員の異動等について対応のできる体制を早急に整備する必要があることが分かりました。

当法人は、早急に福祉現場の課題に対応できるよう「登録研修機関」の認可を受けて、最初に進める研修が表題「たんの吸引等医療的ケア研修」第３号（特定の者対象）（「認定特定行為業務従事者認定証」既取得者等対象）です。利用者の生命に係る研修として係る関係者と共に実のある研修になるよう努めたいと思います。

２．研修実施についての法的根拠

（１）「喀痰吸引等研修実施要綱」（厚生労働省　社援発 0330 第 43 号　平成 24 年 3 月 30 日）

（２）社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 126 号）
（喀痰吸引等研修の実施基準）附則第１３条　第三号研修
・別表第三　実地研修

（３）「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（喀痰吸引等関係）
社援発 1111 第１号平成 23 年 11 月 11 日　第２次改正社援発 0312 第 24 号平成 25 年 3 月 12 日
第５（登録研修機関）　２項（喀痰吸引等研修の実施）　４号（研修の一部履修免除）

（４）「平成２３年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（厚生労働省援護局障害保健福祉部長　障発 1111 第 2 号平成 23 年 11 月 11 日）
「平成２３年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業実施要綱（特定の者対象）」
４項（研修課程及び研修の実施方法等）　２号（介護職員等による研修課程について）　②（実地研修カ　「特定の者」の実地研修については、特定の者の特定の行為ごとに行う必要がある。な

お、基本研修については再受講を要しないものとする。）

３．研修の名称と研修課程

名 称：**「２０１３年度　たんの吸引等医療的ケア研修　第３号（特定の者対象）」**

―　認定特定行為業務従事者認定証既取得者等対象 ―

研修課程：社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 126 号）（喀痰吸引等研修の実施基準）附則第１３条　第三号研修　別表第三

二　実地研修

行　　為	回　　数
口腔内の喀痰吸引	医師等の評価において、受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施
鼻腔内の喀痰吸引	
気管カニューレ内部の喀痰吸引	
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	
経鼻経管栄養	

※「演習及び実地研修において、人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引等を行う場合は、当該規定の内容以上の基準に該当するものとして、同表に定める科目とは別途に行うこと。」となっています。

（「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（喀痰吸引等関係）
社援発 1111 第１号平成 23 年 11 月 11 日　第２次改正社援発 0312 第 24 号平成 25 年 3 月 12 日）

４．研修受講者資格

（イ）「認定特定行為業務従事者認定証」の資格を既に取得しており、利用者の追加・変更、又は、医行為の追加・変更を必要とする方。（「認定証の写し」を添付する必要）

（ロ）「平成２３年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（厚生労働省援護局障害保健福祉部長　障発 1111 第 2 号平成 23 年 11 月 11 日）及び、神奈川県委託事業「平成 24 年度重度障害児者医療的ケア実務者研修（喀痰吸引等研修）事業」第三号研修（特定の者対象）　に基づく基本研修修了者で、基本研修の課程（講義、演習、筆記試験）を修了した証（受講証等）をもち、実地研修の受講を必要とする方。（「受講証の写し」等を添付する必要）

（ハ）「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（喀痰吸引等関係）
社援発 1111 第１号平成 23 年 11 月 11 日 第５（登録研修機関）　２項（喀痰吸引等研修の実施）４号（研修の一部履修免除 ）〇第３号研修の項目に該当する方。
・平成 22 年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業（特定の者対象）」研修修了者　（履修の範囲）基本研修

（１）実地研修の受講に当たり、対象となる実地研修協力者（利用者または利用者の家族等）の書面による同意承認を得られること。

（２）実地研修の受講に当たり、演習・実地研修の指導を受ける指導看護師等（医師、保健師、助産師、看護師）が決まっていること。

（３）実地研修の受講に当たり、実地研修実施機関が決まっていること。

５．研修の形態

（１）「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令　附則第１３条一項　ハ号（２）別表第三第二号の実地研修」による実施基準を、受講生の所属する登録喀痰吸引等事業者となる事業所、施設等にお願いして行います。
該当事業所等は「実地研修実施機関承諾書」の提出をお願いいたします。
（２）実地研修実施機関は、実地研修における書面による医師の指示（「喀痰吸引等研修指示書」）及び、実地研修協力者である利用者または利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等の書面による同意承認については、各実地研修実施機関の責任において対応をして下さい。
（３）実地研修指導講師（指導看護師等）は、実地研修実施機関の責任において選考して下さい。選考後は、「指導看護師等調書及び指導講師承諾書」の提出をお願いいたします。
（４）実地研修指導講師（指導看護師等）は、指導者養成として厚生労働省が行った「平成２３・２４年度喀痰吸引等指導者講習（第一号、第二号研修指導者分）」及び「指導者養成伝達講習」等を修了した医師、保健師、助産師、看護師等が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましいこととなっています。
（５）実地研修の修了は、「実地研修修了報告書」の提出、「修了証の発行」、神奈川県への「認定特定行為業務従事者認定証」の申請手続きを考慮しますと、２月末までに終るようにお願いいたします。

６．受講申し込み

（１）実地研修の申し込みに当たっては、受講生の所属する法人・施設・事業所の責任において申し込みをして下さい。
（２）受講申し込み書類様式及び添付をお願いする書類
① ＦＣ実Ｈ２５－１
「２０１３年度たんの吸引等医療的ケア研修第３号（特定の者対象）（「認定特定行為業務従事者認定証」既取得者等対象」実地研修受講希望者申込書
② ＦＣ実Ｈ２５－２　実地研修実施機関承諾書
添付書類：「登録喀痰吸引事業者（登録特定行為事業者）」としての「登録番号通知」の写し。
③ ＦＣ実Ｈ２５－３　研修受講申込書（個人用）
添付書類：基本研修を免除となる事由の「認定特定行為業務従事者認定証」、「基本研修修了証（受講証）」等の写し。
④ ＦＣ実Ｈ２５－４　指導講師調書及び指導講師承諾書
添付書類：指導講師（医師、看護師等）の免許状の写し及び指導者養成講習を修了している場合には、修了証明書の写し。
＜研修修了後＞
⑤ ＦＣ実Ｈ２５－５全　実地研修修了報告書
添付資料：実地研修評価票（各受講者・各利用者・各医行為）

７．受講料

（１）受講料には事務手数料等（文書作成、書類審査、修了証発行・管理、郵送料、損害保険料等）を含みます。
（２）受講生一人につき利用者１名１行為（下記の①・②・③分類）当たり、８．０００円です。

①（口腔内・鼻腔内吸引）　　②（気管カニューレ内部吸引）
③（胃ろう・腸ろう、又は、経鼻経管栄養）
但し、途中で利用者、医行為に変動のあった場合には、受講料を頂きます。

（３）実地研修指導講師（看護師等）に対し、他社依頼講師で謝礼を支払う場合には、利用者１名１行為（①・②・③分類）５．０００円を講師料として支払います。

受講料（受講生一人に対し利用者１名１行為（３分類）の場合）

	指導講師料	手数料
自社職員・契約者の指導講師	０円	３．０００円
他社依頼指導講師で謝礼が必要	５．０００円	３．０００円

自社職員・契約者の指導講師とは、同法人・施設・事業所内の指導講師（嘱託医師、看護師等）であり、講師料を支払わないとします。

８．指導講師（看護師等）による実地研修修了の認定について

（１）第３号研修における「特定の者」の実地研修については、特定の者の特定の行為ごとに行う必要があります。シミュレーション人形等によって医行為の手順等をよく確認して、実地研修に入ると良いと思います。※人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合の演習・実地研修については、別途研修を行う必要があります。

（２）「喀痰吸引等研修実施要綱」（厚生労働省　社援発 0330 第 43 号　平成 24 年 3 月 30 日）別添３（「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修修得程度の審査方法について」）にしたがって、実施する医行為の内容に応じた評価票を用いて認定を行って下さい。

評価票は、受講者受講者１名に対して研修協力者（利用者）１名に、必要とする医行為ごとに評価をして下さい。

尚、評価票は、当法人のホームページの「医療的ケア手引書」欄、５．平成２４年度特定研修で使用する資料からコピーすることができます。　「指導者マニュアル」および「研修用テキスト」も得ることが出来ます。

（３）実地研修を修了しましたら、「実地研修修了報告書」によって、合否認定を報告して下さい。その際には、評価しました評価票の写しを添付して下さい。

（４）厚生労働省ＨＰからも研修テキストは、ダウンロードすることが出来ます。また、「介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）の研修カリキュラム」を【動画】で見ることが出来ます。

手順：①　福祉・介護　障害福祉　　②　政策分野関連情報
③　平成２４年度喀痰吸引等指導者講習事業（第三号研修指導者分）資料
④　３介護職員等による喀痰吸引等の実施のための状態別、疾患別に配慮した研修テキスト（第三号研修（特定の者対象））
http://www.db1.co.jp/tkic/

以　上

事務局：担当・山田、松田
〒．221-0844　横浜市神奈川区沢渡４番２　神奈川県社会福祉会館内
Tel.　045-311-8742　　Fax.045-324-8985
Ｅメール：jimukyoku@kenshikyou.jp　Ｈ　Ｐ：http://www.kenshikyou.jp/